

第2次千葉県食育推進計画案(施策体系・指標項目・関連事業)

赤字:指標(策定時⇒H28)

青字:評価に当たって把握すべき基本データ(策定時⇒H28)

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

★ 朝食を欠食する県民の割合の減少

15~19歳男子:10.7%⇒0% 女子:17.2%⇒0% 20歳男子:41.0%⇒15%以下 女子:22.2%⇒15%以下  
30歳男子:37.5%⇒15%以下 女子:27.5%⇒15%以下

★ 「ちば型食生活食事実践ガイドブック」、「食事バランスガイド」等の何かを参考にして食生活を送っている県民の割合の増加 30.7%⇒60%以上

取組方針: 1 ライフステージに応じた食育の推進

- ◆ 毎日朝食を摂るなど規則正しい食生活に努めている県民の割合の増加 85.4%⇒90%以上
- ◆ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している県民の割合の増加 76.6%⇒80%以上
- ◆ 家族や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させている県民の割合の増加 70.4%⇒90%以上
- ◆ 運動習慣のある者の割合の増加 成人男性:27.3%⇒46%以上 成人女性:23.0%⇒36%以上

| 取組方針                  | 施策の展開                      | 施策                         | 具体的な施策内容   | 担当課               |
|-----------------------|----------------------------|----------------------------|--|-------------------|
| 1<br>ライフステージに応じた食育の推進 | ① 次世代における食育の推進             | i 妊婦等に対する望ましい食生活の推進        | ①妊産婦に対する健康診査や各種教室において「ちば型食生活実践ガイドブック」の活用促進を図る<br>②口腔保健に関する正しい知識の普及啓発<br>③8020運動の推進   | 児童家庭課<br>健康づくり支援課 |
|                       |                            | ii 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組  | ① <b>家庭と地域が連携して、子どもの頃からの適切な生活習慣の獲得と定着を推進する【重点】</b><br>子どもとその保護者に対しての働きかけを強化するために、学校と保健センター等の協働による小児生活習慣病予防健診での個別指導や地域の関係部局(保健所、教育事務所、市町村教育委員会、保健センター等)が連携して正しい生活習慣に関する講習会等を開催するなど地域での取組みの活性化を図る。<br>②口腔保健に関する正しい知識の普及啓発【再掲】<br>③8020運動の推進【再掲】                                | 健康づくり支援課          |
|                       |                            | iii 保育所等における食育の推進          | ①子どもの発達に応じた心の成長や健康、食育、親子のコミュニケーション等、家庭教育や子育てに関する知識などを、保育所・幼稚園、小中学校を通して保護者に提供する。<br>②口腔保健に関する正しい知識の普及啓発【再掲】<br>③8020運動の推進【再掲】<br>④保育所給食担当者等を対象とした研修会を開催し、栄養管理の向上や食育の推進を図る   | 健康づくり支援課<br>生涯学習課 |
|                       | ② 壮年期・中年期(30~69歳)における食育の推進 | i 飲食店等を通じた食生活に関する情報提供の推進   | ①野菜たっぷりメニューや栄養バランス表示やバランスのとれたメニューの提供などに取り組む「健康ちば協力店」の登録推進<br>②口腔保健に関する正しい知識の普及啓発【再掲】<br>③8020運動の推進【再掲】   | 健康づくり支援課          |
|                       |                            | ii 健診等を通じた望ましい食生活の普及啓発     | ①健康ちば21の普及啓発と地域における健康づくりの推進<br>②口腔保健に関する正しい知識の普及啓発【再掲】<br>③8020運動の推進【再掲】   | 健康づくり支援課          |
|                       | ③ 高齢期(70歳以上)における食育の推進      | i 食を通じた介護予防、低栄養予防に向けた取組の推進 | ① <b>高齢者が健全な食生活を送れるよう、相談等を実施するとともに、地域ぐるみで支援する支援体制の充実を図る【新規】</b><br>要介護・要支援状態でない高齢者に対し、栄養・食生活の改善に関する個別相談、買物支援等を実施する仕組みを地域の自治会、ボランティア、行政、企業などが協力して構築し、低栄養を予防し、要介護状態への移行の防止又は、遅延化を図る。<br>②口腔保健に関する正しい知識の普及啓発【再掲】<br>③8020運動の推進【再掲】<br>④市町村が実施する介護予防事業を支援するとともに、栄養改善に関する課題の検討を行う | 健康づくり支援課<br>保健指導課 |

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

取組方針: 2 望ましい食生活を実践するための正しい知識の普及

- ★ 外食や食品を購入する時に栄養成分を参考にする県民の割合の増加 成人男子:36.3%⇒60%以上 成人女子:63.5%⇒60%以上
- ★ 自分の生活に問題があると思う者のうち、改善意欲のある者の割合の増加 成人男子:76.1%⇒85%以上 成人女子:84.2%⇒85%以上
- ★ 成人の1日あたりの野菜平均摂取量の増加 276.3g⇒350g以上

| 取組方針                      | 施策の展開                  | 施策                      | 具体的な施策内容   | 担当課      |
|---------------------------|------------------------|-------------------------|--|----------|
| 2 望ましい食生活を実践するための正しい知識の普及 | ①食品関連企業と連携した取組の推進      | i 食品関連企業と連携した取組の推進      | <p>①大型スーパー等食品関連企業と連携し、望ましい食習慣の実践を働きかけることを目的としたイベントを開催する<br/>食習慣等に関心のない保護者への働きかけを強化するために、家族で買い物をする大型スーパー等食品関連企業と連携し、「ちば型食生活食事実践ハンドブック」の活用や簡単朝ごはんメニュー試食、レシピの提案を実施し、家族ぐるみの正しい生活習慣の実践を推進する。</p> <p>②飲食店等において、調理業務に従事する調理師等の資質の向上と健康に配慮したヘルシーメニューの普及を推進する</p> | 健康づくり支援課 |
|                           |                        | ii 県民の野菜摂取量の増加に向けた取組    | <p>①飲食店等が「野菜たっぷりメニュー」等が提供しやすいよう、環境の整備を推進する</p> <p>②家族ぐるみで適切な食生活の実践を推進【再掲】</p> <p>③「健康ちば協力店」の登録推進【再掲】</p> <p>④給食施設における野菜を使ったメニューの増加を目指すため巡回指導、研修会等を通じた働きかけを強化する</p>   | 健康づくり支援課 |
|                           | ②食生活改善を推進する団体等の育成と活動支援 | i 食生活改善を推進する団体等の育成と活動支援 | <p>①地域の食育に携わる職種、ボランティア等(食育指導者)を対象とした研修会の開催</p> <p>②ボランティア団体等に地域における健康づくりのための食生活改善活動が推進できるように支援する</p> <p>③関係団体が実施する事業において、適正な食生活の普及促進が図れるよう支援する</p>   | 健康づくり支援課 |

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

I 県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

取組方針: 3 「食品」を選ぶ力の育成と正しい情報の提供

★ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合の増加 56.5%⇒70%以上

| 取組方針                            | 施策の展開                   | 施策                       | 具体的な施策内容   | 担当課  |
|---------------------------------|-------------------------|--------------------------|--|--|
| 3<br>「食品」<br>を選ぶ力の<br>育成と<br>提供 | ①食品関連事業者等との連携による情報提供の充実 | i 食品関連事業者等との連携による情報提供の充実 | ①県産農林水産物の放射性物質について、モニタリング検査を強化し、結果を速やかに公表する<br>②HACCP、GAP、トレーサビリティなどの食品の安全性や信頼性確保に向けた取組を推進する<br>③適正な食品表示のための監視・指導を実施する<br>④食品の安全・安心に関する情報の収集・分析・提供 | 衛生指導課<br>健康づくり支援課<br>県民生活課<br>安全産業推進課<br>畜産課<br>水産課<br>漁業資源課 |
|                                 | ②食に関する知識の普及と理解促進        | i 食に関する知識の普及と理解促進        | ①「食の安全・安心レポート」の発行やリスクコミュニケーションを開催するなど、食品の安全・安心に関する情報をわかりやすく提供する<br>②食品表示の正しい情報などを県のホームページ等を活用し普及啓発を図る  | 衛生指導課<br>健康づくり支援課  |

第2次千葉県食育推進計画案(施策体系・指標項目・関連事業)

赤字:指標(策定時⇒H28)

青字:評価に当たって把握すべき基本データ(策定時⇒H28)

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

II 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

★ 朝食を欠食する県民の割合の減少(再) 小学5年生:2.0%⇒0% 中学2年生:4.4%⇒0%

★ 「ちば型食生活食事実践ガイドブック」、「食事バランスガイド」等の何かを参考にして食生活を送っている県民の割合の増加(再) 30.7%⇒60%以上

取組方針: 1 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

◆ 食に関する指導全体計画を作成している学校の割合の増加 73.0%⇒100%

| 取組方針                       | 施策の展開   | 施策                                 | 具体的な施策内容  | 担当課                         |
|----------------------------|---|------------------------------------|---|-----------------------------|
| 1<br>学校における食育の指導体制と指導内容の充実 | ①指導体制と指導内容の充実<br><br>◆ 「いきいきちばっ子」学習ノートを授業に活用している小学校の割合の増加<br>81.2%⇒90%<br><br>◆ 生活科・家庭科以外で、体験活動を伴う授業を実施する学校の割合の増加<br>49.6%⇒55%            | i 食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の見直し作成と活用の推進 | ①食に関する指導を計画的・組織的・継続的に実施するための全体計画及び年間指導計画の見直し作成を行う。  | 学校安全保健課<br>特別支援教育課          |
|                            |   | ii 効果的な学習のための学習資料の活用               | ①学習資料の活用を図り、各学校における食育が効果的に行われるよう取り組む。<br>②食に関する学習ノート・いきいきちばっ子、いきいきちばっ子中学生版<br>③いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン<br>④ちば・ふるさとの学び  | 学校安全保健課<br>特別支援教育課          |
|                            |   | iii 体験学習を取り入れた効果的な食育の推進            | ①栽培活動他調理など地域の生産者等の協力を得て様々な体験活動を取り入れ、指導内容を充実させる。<br>②農業・水産系高等学校の豊かな圃場や施設を活用し、近隣幼小中学生が農作業や飼育されている動物と触れ合ったりするなど体験型の食育活動を展開し、園児や小中学生と高校生との交流を通して、それぞれの発達段階に応じた食育活動を支援する【新規】<br>体験活動を取り入れた食育を実施することにより、食材に対する興味関心を高めるとともに、生産者への感謝の気持ちを育む。併せて、高等学校における食育の推進を図る。<br>③教育ファーム・学童農園等により農作業等の体験機会の推進 | 学校安全保健課<br>特別支援教育課          |
|                            |   | iv 研究指定校における効果的な食育の研究と普及啓発         | ①学校給食研究校を指定し、効果的な食育の指導法等の研究を進め、その効果の普及に努めるとともに、学校の実践力を高める。  | 学校安全保健課                     |
|                            |   | v 高等学校における食育の推進                    | ①小中学校での指導を踏まえ、これまでに身につけた生活習慣や食に関する知識・技術を生かし、食生活の自立を目指す。<br>②専門学科における関係機関・企業等と連携した食育活動の取組を推進する。  | 学校安全保健課                     |
|                            | ②栄養教諭等を中心とした食育の推進<br><br>◆ 担任と栄養教諭・学校栄養職員がITで授業を実施する学校の割合の増加<br>57.9%⇒65%<br><br>◆ 近隣の学校や地域の保健センター、公民館等との食に関する連絡協議会等がある割合の増加<br>23.1%⇒30% | i 栄養教諭等と教職員が連携した食育の推進              | ①栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭、家庭科教諭をはじめとする健康教育にかかわる教員等が連携して食育を推進する。   | 学校安全保健課<br>特別支援教育課          |
|                            |   | ii 学校・家庭・地域が連携した食育に関する取組の推進        | ①学校保健委員会の充実を図り、学校での指導内容や食に関する情報を保護者に提供するとともに、家庭・地域と連携した食育を推進する。   | 生涯学習課<br>学校安全保健課<br>特別支援教育課 |
|                            |   | iii 各地域における栄養教諭等を中心とした食育の推進        | ①各地域の食に関する指導の推進役として、栄養教諭を中心とした食育推進指導委員を置き、地域の関係者等を対象とした授業公開や事後協議・各校での取組に対する指導助言を行う体制を整え、地域における食に関する指導の充実を図るとともに、食に関する指導者としての育成を図る。【重点】<br>食に関する指導者を育成し、拠点校を中心とした地域における食に関する指導の充実を図るとともに、その活動を他地域へ広めることにより、「各学校における食育」、「学校・家庭・地域が連携した食育」の推進を図る。  | 学校安全保健課<br>特別支援教育課          |

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

II 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

取組方針: 2 学校給食を活用した食育の充実と地産地消の充実

◆ 地場産物の食材を活用した授業を実施している学校の割合の増加 51.9%⇒55%

| 取組方針                        | 施策の展開  | 施策                             | 具体的な施策内容   | 担当課                |
|-----------------------------|--|--------------------------------|--|--------------------|
| 2<br>学校給食を活用した食育の充実と地産地消の充実 | ①学校給食の充実<br><br>◆ 地域の伝統料理や行事にちなんだ料理を活用した授業を実施している学校の割合の増加<br>35.8%⇒40%   | i 学校給食を生きた教材として活用した食育の推進       | ①食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるために、献立内容を教科等の内容と関連づけ、学校給食を生きた教材として活用した効果的な学習の実践を推進する。 | 学校安全保健課<br>特別支援教育課 |
|                             |  | ii 学校給食への郷土料理等の導入と地域の食文化の継承    | ①豊かな自然に囲まれ、多彩な食材に恵まれた千葉県ではぐくまれてきた「ちばの食文化」を学校給食や様々な体験活動を通して継承する。                |                    |
|                             |  | iii 安全・安心な学校給食用食材確保のための取組と情報提供 | ①学校給食食材の安全を確保するための検査・調査・研修等を充実させ、子どもたちが安心して食べることのできる学校給食の実施を目指す。               |                    |
|                             | ②ちば型食生活の推進<br><br>◆ 学校給食における主要な県産農産物の使用割合の増加(重量ベース)<br>86.1%⇒増加<br>◆ 学校給食における県産物の使用割合の増加(食材数ベース)<br>22.6%⇒増加<br>◆ 完全給食を実施している公立学校における1週間当たりの米飯給食実施回数<br>増加<br>週平均3.4回⇒増加 | i 学校給食における地場産物の活用の推進           | ①学校給食における地場産物の活用を推進する。<br>②11月に「千産千消デー」を実施する。                                  | 学校安全保健課<br>安全農業推進課 |
|                             |  | ii 米飯給食の推進                     | ①米を主食とした多様な副食から構成される「ちば型(日本型)食生活を推進するとともに、米飯給食の拡大を図る。                          |                    |
|                             |  | iii 関係団体等と連携した地場産物の活用、普及啓発の推進  | ①「学校給食千産千消推進会議」を設置し、学校給食に地場産物が活用しやすい供給システムづくりを支援する。                            |                    |

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

II 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

取組方針: 3 食育を通じた健康状態の改善等の推進

- ◆ 肥満傾向小学生の減少 7.2%⇒減少
- ◆ 瘦身傾向小学生の減少 2.0%⇒減少
- ◆ 家族や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させている県民の割合の増加(再) 70.4%⇒90%以上
- ◆ 肥満傾向中学生の減少 8.9%⇒減少
- ◆ 瘦身傾向中学生の減少 3.6%⇒減少

| 取組方針                   | 施策の展開            | 施策                         | 具体的な施策内容   | 担当課                         |
|------------------------|------------------|----------------------------|--|-----------------------------|
| 3<br>食育を通じた健康状態の改善等の推進 | ①生活習慣・食習慣の改善等の推進 | i 「早寝 早起き 朝ごはん」の取組の促進      | ①学校において「運動・食事・休養」に関する基本的な生活習慣や体力づくりの基礎を指導するとともに、家庭における「早寝 早起き 朝ごはん」の取組を促進する。                     | 学校安全保健課<br>健康づくり支援課         |
|                        |                  | ii 学校歯科保健活動における食育の推進       | ①虫歯の予防や治療の推進にとどまらず、歯周疾患の予防など口腔全体の健康づくりを「学校歯科保健活動における食育」として進める。                                   | 学校安全保健課<br>特別支援教育課          |
|                        | ②家庭教育支援・個別指導の充実  | i 一人ひとりに応じたきめ細かな健康相談や指導の充実 | ①保護者、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、校医等、学校全体で連携して個別指導の取組を推進する。<br>②ちば学校保健推進サポートプランの実施                     | 学校安全保健課<br>特別支援教育課          |
|                        |                  | ii 家庭教育を支援するための資料の活用推進     | ①リーフレットや、ウェブサイト「親カアップいきいき子育て広場」を通して、食育に関する内容も含め、基本的な生活習慣やしつけ、親子のコミュニケーションなど、家庭教育や子育てに関する情報を提供する。 | 生涯学習課<br>学校安全保健課<br>特別支援教育課 |

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

Ⅲ ちばの豊かな農林水産業の振興による食育の推進

★「千葉県産農林水産物」を購入したいと思う県民の割合の増加 調査中

1 地産地消を軸とした消費者と生産者の結びつきの強化

◆ 直売所における年間購入者の増加 13,501人⇒20,000人

| 取組方針                           | 施策の展開           | 施策                        | 具体的な施策内容   | 担当課  |                   |
|--------------------------------|-----------------|---------------------------|--|--|-------------------|
| 1<br>地産地消を軸とした消費者と生産者との結びつきの強化 | ①地産地消の推進        | i 県産農林水産物の魅力発信            | ①「食の宝庫ちば」の知名度向上のため、トップセールスやマスメディアなどを活用し、魅力を発信する<br>②観光プロモーションの実施。観光ホームページ・観光マップ等での情報発信<br>③ウェブサイト「教えてちばの恵み」による情報発信<br>④県産食肉のPR・商談会の開催<br>⑤魚食普及のためのパンフレットやイベント、「おさかなレシピ」による情報発信<br>⑥ <b>食育ボランティア等の活動を通して、地場産物の魅力や地産地消の良さを発信する【重点】</b><br>地域における食育の推進に当たっては、栄養改善分野や農林水産業分野など様々な分野において、多様な主体(ちば食育ボランティアや食生活改善推進員等)による活動が展開されている。お互いの専門分野における活動について情報交換したり、先進的な事例や手法の研修によりボランティアのスキルアップを図る。<br>また、地域に密着した食育活動を行っているボランティアを対象に、地場産物や地域の食文化に関する情報交換、地場産物を使った調理実習など、より広い見識をもった地域のリーダー的なボランティアの育成を図り、地域の特色をいかした活動により「地産地消の推進」及び「ちば型食生活の普及」を図る。 | 生産販売振興課<br>農村環境整備課<br>安全農業推進課<br>畜産課<br>水産課<br>観光誘致促進課                               |                   |
|                                |                 | ii 農林漁業者等の6次産業化による地産地消の推進 | ① <b>地域の農林水産物をいかした商品開発や販売拡大など、農林漁業者等の生産・加工・販売にわたる取組を支援し、地産地消を推進する【重点】</b><br>農業者自らが地域の農林畜産物の生産・加工及び販売等を一体的に行う経営の多角化や創意工夫による地域資源を活用した商品づくり等に必要となる機械・機材の整備や販売促進活動への支援を実施する。<br>こうした取組により、生産者から消費者への直接販売や地域の農林水産物を利用した加工などの取組を推進し、消費者が安心して地域の農林水産物やその加工品を購入できる機会を提供することにより、生産者と消費者の結びつきを強め、信頼関係を構築する。   | 農林水産政策課<br>担い手支援課  |                   |
|                                |                 | iii 食品等事業者との連携による地産地消の推進  | ①幅広い分野の事業者との連携により、県産農林水産物の活用促進のための取組を支援する<br>②中小企業者と農林漁業者が連携し、お互いの経営資源を持ち寄り、新しい事業に挑戦することにより、新商品もしくは新サービスが実現し、互いの経営向上を目指す取組(農商工等連携)を支援する<br>③県内卸売市場に対し、産地や実需者等と連携した商品開発・販売促進を支援する   | 農林水産政策課<br>生産販売振興課<br>安全農業推進課<br>経済施策課<br>産業振興課<br>経営支援課                             |                   |
|                                | ②地域や環境に配慮した食の推進 | i 環境と調和のとれた農業の促進          | ◆ ちばエコ農産物を知っている県民の割合の増加<br>43.3%⇒50%   | ①「ちばエコ農業」やエコファーマーの認定等、化学合成農薬・化学肥料を節減する栽培や、有機農業等の取組を推進する<br>②環境と調和のとれた農業生産を安定させる技術の確立 | 安全農業推進課<br>担い手支援課 |
|                                |                 |                           | ii 地域や環境に配慮した食生活の推進  | ①3Rを実践する暮らし「資源循環型ライフスタイル『ちばエコスタイル』」を推進する   | 資源循環推進課           |
|                                |                 |                           |  |  |                   |

第2次千葉県食育推進計画案(施策体系・指標項目・関連事業)

赤字:指標(策定時⇒H28)

青字:評価に当たって把握すべき基本データ(策定時⇒H28)

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

Ⅲ ちばの豊かな農林水産業の振興による食育の推進

取組方針: 2 体験や交流による「食」と「農林水産業」への理解促進

★ 直近1年以内に農林漁業体験に参加したことがある県民の割合の増加 (調査中)

| 取組方針                           | 施策の展開   | 施策                   | 具体的な施策内容   | 担当課   |
|--------------------------------|---|----------------------|--|---|
| 2<br>体験や交流により「食」と「農林水産業」への理解促進 | ①農林漁業や食に関する体験活動の促進<br><br>◆ 農林漁業体験ができる施設の増加 (調査中)   | i 農林漁業者等による食育の推進     | <p>①地域のリーダー的な食育ボランティアを育成し、活動の促進を図るとともに、食育ボランティアやおさかな普及員の活動を通して、地場産物の魅力や地産地消の良さを発信する【重点】【再掲】</p> <p>地域における食育の推進に当たっては、栄養改善分野や農林水産業分野など様々な分野において、多様な主体(ちば食育ボランティアや食生活改善推進員等)による活動が展開されている。お互いの専門分野における活動について情報交換したり、先進的な事例や手法の研修によりボランティアのスキルアップを図る。</p> <p>また、地域に密着した食育活動を行っているボランティアを対象に、地場産物や地域の食文化に関する情報交換、地場産物を使った調理実習など、より広い見識を持った地域のリーダー的なボランティアの育成を図り、地域の特色をいかした活動により「地産地消の推進」及び「ちば型食生活の普及」を図る。</p> <p>②生産者・生産者組織が行う斬新でアイデアに富んだ販売促進活動への支援を行うことなどにより、地域資源を活用した商品づくり等の促進を図る【重点】</p> <p>県産農林水産物に係る販路の拡大につながるアイデアに富んだ販売促進活動や消費者へのより効果的なPR活動に対し支援する。</p> <p>食を巡っては、「安全・安心」に対する意識の高まり、中食・外食需要の増加など消費者ニーズは多様化している。こうした取組により、多様化した消費者ニーズや社会環境の変化に対応し、本県の特徴をいかして県産農林水産物売り込み、「千葉ブランド」のファンの拡大を図る。</p> <p>③地域の魅力を発信する力や接遇など「観光人材」の育成</p> | 生産販売振興課<br>安全農業推進課<br>水産課<br>観光誘致促進課<br>観光企画課 |
|                                |   | ii 農林漁業や食に関する体験機会の拡大 | <p>①直売所での体験イベントや漁業体験機会の拡大を推進するとともに、県民に向けた情報発信を行う</p> <p>②ちばの地産地消と旬を巡る食育体験プランの実施</p> <p>③農林漁業者や協同組合等が体験の機会を提供する「教育ファーム」や「酪農教育ファーム」、「学童農園」、市町村等が開設する市民農園や農業塾など、体験に関する様々な取組を推進します。</p> <p>④ちば食育サポート企業が実施している食品製造工場の見学受入や出前講座など、食に関する体験等の情報をホームページ等により情報提供し、県民への周知を図る。</p> <p>⑤食育ボランティアやおさかな普及員の活動を通して、魚のさばき方や地場産物をおいしくいただく調理法など体験しながら伝える取組を推進するとともに、お互いの連携による活動の拡大を支援する。</p>  | 農村環境整備課<br>安全農業推進課<br>水産課                     |
|                                | ②都市と農山漁村の交流活動の促進<br><br>◆ 市民農園開設数の増加<br>222農園⇒250農園 | i グリーン・ブルーツーリズム等の促進  | <p>①地域が一体となって都市住民を受け入れる体制整備を支援し、グリーン・ブルーツーリズムを推進する</p> <p>②「酪農のさと」での都市農村交流の促進、学習機会の提供</p> <p>③都市住民の漁村への来訪を促し、交流を促進する</p> <p>④観光地づくりを推進する組織・体制整備を支援する</p> <p>⑤修学旅行の誘致や旅フェアなどで、千葉県の魅力を発信する</p> <p>⑥地域の魅力を発信する力や接遇など「観光人材」の育成</p>   | 農村環境整備課<br>水産課<br>観光誘致促進課<br>観光企画課            |
|                                |   | ii 農山漁村コミュニティの維持・活性化 | <p>①グリーン・ブルーツーリズムの推進により都市と農山漁村の交流をすすめ、農山漁村の活性化を図る</p> <p>②農業者ほか多様な主体の参画により農村環境の保全管理を行う地域の取組を支援する</p> <p>③農業後継者等の就業促進、就業直後の青年農業者対象のセミナー開催により、農業の担い手を確保育成する</p> <p>④地域農業を支える女性農業者を育成する</p> <p>⑤耕作放棄地を活用した飼料生産基盤の拡大を支援する</p>  | 担い手支援課<br>農村環境整備課<br>畜産課                      |



第2次千葉県食育推進計画案(施策体系・指標項目・関連事業)

赤字:指標(策定時⇒H28)

青字:評価に当たって把握すべき基本データ(策定時⇒H28)

基本目標:「ちばの恵み」を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

Ⅲ ちばの豊かな農林水産業の振興による食育の推進

3 地域の優れた食文化の継承

★ 郷土料理や地域の伝統食などを家庭で作ることがある県民の割合の増加 (調査中)

| 取組方針            | 施策の展開         | 施策                       | 具体的な施策内容  | 担当課             |
|-----------------|---------------|--------------------------|---|-----------------|
| 3<br>地域の優れた食文化の | ①地域の食文化の継承と普及 | i 郷土料理等の伝承の促進            | ①地域の行事食や郷土料理等について、「食べているけど、作り方がわからない」「食の歴史や背景がわからない」という人も多いので、食育ボランティア等による地域に根ざした料理や郷土料理等の伝承活動を促進する<br>②博物館において、食文化の知識と理解を深めるため、郷土料理の体験・試食等の取組を行う | 安全農業推進課<br>文化財課 |
|                 |               | ii 「地域の食文化」に関する情報の収集と発信  | ①地域のボランティアによる「地域の食文化」に関する情報収集と発信を推進する   | 安全農業推進課         |
|                 |               | iii 関連産業との連携による地域の食文化の普及 | ①伝統や特産品等の地域特性・資源を活かした観光地ブランドを強化し、情報発信・誘客を図る<br>②商工会や商工会議所、商店街による地域活性化の取組を支援する   | 観光企画課<br>経営支援課  |

ちばの食育を進める環境づくり

- ◆ ちば食育ボランティアの活動回数の増加 1,542回⇒1,850回
- ◆ 市町村食育推進計画を策定・実施している又は作成中の市町村の増加 16市町村⇒全市町村

| 施策の展開                  | 施策   | 具体的な施策内容   | 担当課     |
|------------------------|--|--|---------|
| ①食育推進における連携体制の強化・活動の充実 | i) 地域食育推進会議の開催<br>ii) 地域に根ざした食育活動の促進<br>iii) 食育に係る多様な人材の育成と活動の促進<br>iv) 官民パートナーシップによる食育活動の充実 | ①地域のリーダー的な食育ボランティアの育成及びちば型食生活の推進のため、新たな連携による活動の促進を図る【重点】<br>【再掲】<br>地域の特性をいかし、地域に密着した食育を推進するため、ちば食育ボランティア(食生活改善分野、農林水産分野など)・ちば食育サポート企業や行政及び教育関係者、農業協同組合など幅広い分野のネットワークを強化し、新たな連携や協働による活動の充実、対象者の拡大により「地産地消の推進」及び「ちば型食生活の普及」を図る。<br>また、ちば食育ボランティア等を対象に、地域の食に関する知識や活動の手法等について研修を行い、地域のリーダー的な食育ボランティアの育成を図る。 | 安全農業推進課 |
| ②食育推進運動の展開             | i) 食育月間及び地産地消月間の取組の充実<br>ii) 運動に資する情報提供の充実   | ①食育月間において関係者の重点的かつ一体的な普及啓発活動を促進し、食育推進運動の一層の充実を図る【新規】<br>毎年6月と11月を食育月間とし、食育に関わる関係者が一体的に普及啓発を行い活動の充実を図る。また、月間中に各地で開催される食育に係る様々なイベントを取りまとめ、県のホームページ等で一元的に情報発信して県民の参加を促す。<br>食育に関する情報発信に当たっては、対象に応じた広報媒体の選択、具体的な実践や活動を提示した啓発など、必要な人に必要な情報を届けられるよう配慮し、県民一人ひとりが自ら食育に関する取組が実践できるように、情報発信の充実を努める。                | 安全農業推進課 |
| ③市町村食育推進計画の策定及び施策の促進   | i) 市町村食育推進計画の策定及び施策の促進   | ①全市町村での計画作成を図るため、研修会の開催や情報提供を行う【重点】<br>食育を地域に根ざした県民運動として推進していくためには、県民に最も身近な自治体である市町村が中心となり、地域の関係団体や企業、ボランティア等の多様な関係者と密接に情報交換し、連携しながら、地域の特性を生かした実効性の高い施策を実施することが重要である。<br>市町村が食育推進計画を策定し、総合的かつ計画的に食育活動を推進するよう積極的に働きかけるとともに、県内外の優良事例の紹介や策定に当たってのノウハウについて情報提供するなどの支援を行う。                                    | 安全農業推進課 |